

淀川水系流域委員会 第11回猪名川部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

田中委員（猪名川部会）

森下委員（猪名川部会）

米山委員（委員会・猪名川部会長）

日時：平成14年6月11日（火）17：10～19：10

場所：新大阪ワシントンホテルプラザ レ・ルミエールA

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、これより淀川水系流域委員会第 11 回猪名川部会を開催させていただきます。

本日の司会は、庶務を担当しております三菱総合研究所の新田が務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

では、審議に入る前に、幾つかのご報告と確認をさせていただきます。

前は、3 月 4 日に第 10 回猪名川部会が開催されましたが、その後、4 月より新しく河川管理者席に座られた方がおられます。猪名川部会としては初めてですので、ご紹介させていただきます。水野調査官のご後任の河川調査官の村井様です。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

村井です。よろしくお願いたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

どうぞよろしくお願いたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。議事次第、発言にあたってのお願い、次に資料 1 - 1、1 - 2、1 - 3、が第 9 回から第 12 回委員会の関係資料です。

まず、資料 1 - 1 が委員会結果報告、資料 1 - 2 が、「委員会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問 020515」、資料 1 - 3 は、その質問に関して、5 月 15 日開催の第 11 回委員会で委員と河川管理者との間で意見交換がなされた概要を質問ごとにまとめたものです。後ほど、猪名川部会の方でも同様な議論をされるかと思しますので、参考としてご覧下さい。

資料 2「猪名川部会中間とりまとめ」ということで、委員の皆さまには既にお送りしておりますが、部会資料としましては初めて、中間とりまとめを出させて頂いております。

次に、資料 3 - 1「猪名川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問 020529」、資料 3 - 2「河川管理者からの質問に対する委員からの意見および回答」です。資料 3 - 1 は猪名川部会中間とりまとめに対して、5 月末に河川管理者の方から出されました質問です。資料 3 - 2 は、現段階での委員個人として寄せられた意見をまとめております。また、3 - 2 の補足としまして、質問対応に関わる委員会、他部会の活動事例として、委員会ではワーキンググループをつくって検討され、また淀川部会でも同様に、ワーキング等をつくって議論を深めるということをやっておられますので、その概要について資料 3 - 2 にまとめております。

資料 4 につきましては、「今後の活動内容について」ということで、前回 6 月 6 日の第 12 回委員会で米山部会長が発言された内容等をまとめて、今後の活動内容の 1 つの案としてお出ししたものです。

参考資料 1 は、前回、「第 10 回猪名川部会の結果概要（暫定版）」です。参考資料 1 の補足は 5 月 8 日に開かれました「第 2 回猪名川部会検討会結果報告」です。最後に、参考資料 2「委員および一般からの意見」です。

なお、委員のお手元に、参考として過去の現状説明資料等をファイルの形で置かせて頂

いております。青い冊子の各部会の間とりまとめも同様に置いております。

発言にあたってのお願いですが、委員の方々にはお二方に 1 つずつマイクを用意しております。発言の際には、マイクのスイッチをオンにしてから発言をして頂き、発言のあとはオフにして頂きますようお願いいたします。

後ほど、一般傍聴の方々に発言の時間を設けさせて頂く予定となっております。その際には、「発言にあたってのお願い」をよくご覧頂き、簡潔にご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本日は部会の終了を 19 時の予定としておりますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。米山部会長、よろしくお願ひいたします。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

先ほど、ここへ来る途中で梅雨入り宣言があったということを知りました。サッカーのワールドカップの最中で、エキサイトしている人もいる雰囲気ですが、審議に移りたいと思います。

前回の猪名川部会から今日までの間に、流域委員会が 4 回開かれております。この概要の説明を恐縮ですが庶務からお願ひいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料 1-1 説明]

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

委員会では、中間とりまとめについての河川管理者との意見交換が議題になってきています。何かつけ加えることがあればおっしゃって下さい。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

委員会では、中間とりまとめにあたって水需要管理というコンセプトを特に基本的な理念として重視すべきではないかということと、貯水池、或いは湖沼の水位操作が、下流の流量変動等も絡めて重視すべき考え方として検討に値するというような形で進んでいます。

これらのテーマについては、程度の差はあれ各部会も共通する触れ方がいろいろな形で出てきており、もう少し具体的に、データの分析やシミュレーション等を展開するという形でワーキンググループをつくって、深化、具体化する内容として重要であろうということで、先ほどご説明がありましたような、当面、2 つのワーキンググループを立ち上げられました。

ワーキングメンバーについては、各部会にまたがる形で、委員の選出等も配慮したわけですが、猪名川部会所属ということから申しますと、水位操作をテーマとしたワーキンググループのメンバーに田中哲夫委員が推薦されております。ご本人の承諾等々は、追ってな

されます。

水需要管理をテーマとしたワーキンググループについては、私もオブザーバー的に参加をするという形で、部会への還元等もやらせて頂きます。共通するテーマの深化、具体化という期待を踏まえてワーキンググループが 2 つ立ち上がるということは、1 つの展開としてあり得る話ではないかと思っていますので、その節はよろしくお願いします。また、猪名川部会の検討内容の進度等に応じて、委員会のワーキンググループと共通項的なものがこの部会でも還元する内容として展開をして頂ければと思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

中間とりまとめについては、今年の 1 月末頃から作業部会を設置しまして、検討を重ねてまいりましたが、委員の皆さまのご意見を伺いながら、4 月 26 日の委員会に猪名川部会案として提出いたしました。連休明けの 5 月 8 日に部会の検討会を開きまして、最終的に内容を確認して、猪名川部会の中間とりまとめという形で、5 月 15 日の委員会に提出しているわけです。

中間とりまとめの経緯について、庶務の方から説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

そこに至りました経緯について、簡単にご説明したいと思います。

[省略：猪名川部会中間とりまとめまでの経緯 説明]

米山部会長（委員会・猪名川部会）

ありがとうございました。

資料 2 の 1 ページに、中間とりまとめまでの経緯を記録してあります。2 ページ以降が、中間とりまとめの 5 月 10 日版となっておりますが、これが最終的に確定版として提出したものです。

5 月 29 日に、猪名川部会中間とりまとめに対して河川管理者からの質問が提起されました。それが資料 3 - 1 です。

例えば第 1 問は、水系と流域という考え方はどのように区別すればよいのかというようなことから始まって、その次は、猪名川と神崎川とは違うということで訂正をされています。その次の道路についても同じような問題です。それから、大阪国際空港は、伊丹市と豊中市だけだと思っていたら、川西市も入っていますという話が入っております。

そういう単純な事実誤認というか、勘違いのようなものについては、おわびを申し上げたいと思いますが、そういうこと以上に、非常に部会に対して、深刻な、これこそが大事だというポイントを、いろいろ質問をしてきていらっしゃると思います。

ですから、こういう単純な誤認のように訂正すれば済むというものは別にして、この流域委員会の、或いは部会の使命に関わると言ったら大げさですが、本質的なポイントが幾

つか提起されておりますので、その辺りのことを、本気で検討していく必要があると思います。

議論の結果は最終的には、できればワーキンググループを幾つかつくりまして、文章化、文字化するとして、今日はできるだけ、侃々諤々で、河川管理者との意見交換を口頭でやりたいと考えておりますので、委員の皆さまもよろしくお願いします。傍聴席の皆さまも後でご意見を頂ければありがたいと思います。

意見交換の前に、部会長代理から一言お願いします。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

今日は、河川管理者からの質問等に対する意見交換に多くの時間を割きたいと思っています。

先ほど、中間とりまとめの経緯をご説明顶きましたが、私の印象からすると、非常に後半は急いでとりまとめをし、また、作業部会への委員の出席も若干少なかった事実は否めないと思っています。猪名川部会中間とりまとめを、公開の場で、確定版という形で本月初めてお見せするという事で、委員の皆さま方も、確定後、時間の経過がかなりありましたので、中間とりまとめの概要について少しお話をしておきたいと思っています。

中間とりまとめの内容で議論の精度等に関する問題がありまして、河川管理者からの質問もそういった点にかなり焦点があてられています。

[省略：資料2 概要説明]

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

作業部会のメンバーの方で、もし何か補足することがありましたらお願いします。これから議論になりますので、その中でつけ加えて頂いてもよいと思います。

それでは、河川管理者との意見交換に進みたいと思います。

中間とりまとめをもとに河川管理者が具体的な計画案を策定されるというわけですが、その出発点である現状、課題等については、ずれが生じないように共通の認識が必要だと思っています。また、河川整備計画の内容を煮詰めるためには、河川管理者が具体的なイメージを持つ必要があるということで、計画のフレームとなる具体的な数値、目標、水準、整備の方策等について、できるだけ具体的にすべきであると思っています。

ということから、この猪名川流域についての中間とりまとめを出発点として、河川管理者と認識を共通化していくために、猪名川の特性に沿った具体的な内容について、河川管理者側からのご質問をベースにしまして、これから意見交換を進めていきたいと考えております。

進め方ですが、具体的かつ詳細な検討を行うためには、やはりワーキンググループを設置しまして、これは原則非公開という形で、それぞれの分野で専門家が詰めた議論をしまして、そこで文章化していくことにしたいと思います。

今日はその前段階で、それぞれの委員と河川管理者のやりとりを口頭でやるということでご了解頂きたいと思います。委員の方、その点よろしいでしょうか。

では、そういう形で、残りの時間で具体的な質問事項について意見交換を進めていきたいと思います。

全般的な理念の話については次回以降に考えていくということで、今日は治水・利水等の具体的な部分について意見交換を始めたいと思います。ある意味で、治水が猪名川にとっては非常に重要な要件ですので、その辺りについて、特にご専門であります池淵部会長代理にここからはバトンタッチしたいと思います。よろしくお願いします。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

今、意見交換の進め方についてご提案頂きましたが、河川管理者との間でキャッチボールをしながら、この部会としてこれから対応を具体的な河川整備計画の立案等に寄与できるような形でご検討頂くということになるかと思えます。また、委員会や淀川部会、琵琶湖部会におきましても、河川管理者との意見交換がスタートしているという理解で進めさせて頂ければと思います。

猪名川部会におきましても、既に配付させて頂いていますが、60 数力所について質問を頂いています。

先ほど部会長がおっしゃいましたように、単純な勘違いや誤字誤植というミス等につきましては、その通りですという内容が含まれています。そういったところは、ある程度パスするような形で行ってもよいのではないかと考えております。

ただ、治水・利水・環境という形でそれぞれ別々に議論できる部分と、理念については共通で取り扱って議論してきましたので、そういった意味で、全てクリアに治水・利水・環境という形に分けられない設問等もあります。そういった形のもものは、ものによっては、共通的、全般的な理念にフィードバックをかけて頂く等して、河川管理者からの質問に答えたいこうと思っています。

その際に、先ほど部会長からご提案頂いたように、ワーキンググループをつくらせて頂いて、より具体的な、深化した受け答えを、責任を持ってやっていく作業も必要だと思っています。ワーキングのメンバーにつきましては、本日この会議が終わった後、委員の皆さまにご議論を頂ければと思っています。

また、既に文章として、それぞれのご質問等に対して委員としてのお答え等も頂いてありますが、委員の 1 人としてお答え頂く内容もありますし、部会の総意としてお答え頂く内容もあるとおもいます。そういった仕分けはなかなか難しいわけですが、今日は治水に絡む本質的なとらえ方といったものに焦点をあてながら、河川管理者からご質問を頂いて、口頭でお互いに意見交換、対応をするという線で進めさせて頂ければと思います。

あまり逐条的にならないような形で進めさせて頂きたいと思いますので、よろしく願います。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

治水に関する内容からスタートさせて頂きたいと思います。

失礼な質問や、くどい確認等をあえて行うこともありますのでご勘弁のほどをよろしく
お願いいたします。

資料3-1の最初のページ、要旨の(1)から(5)につきましては単純な内容の訂正等
です。

次に、3 ページの(6)です。「住民が周知し認識して」という言葉がありますが、この
周知の実施者についての解釈は、河川管理者が行っていることを住民側も周知する、とい
うことで理解させて頂いてもよろしいですかという質問です。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

その前後がそこに書いてありますが、「下流部では台風などの雨量と高潮によって広い範
囲の浸水被害が予想される。この洪水の危険性を広く住民が周知し認識して、対応策を講
じておく必要がある」という文章の中での、「住民が周知し認識して」の解釈の中で、周知
の実施者を河川管理者が行っていることを住民側も周知するということと理解して良いで
しょうか、というご質問ですが、部会としてはどうでしたか。

もう少し、住民側も主体性を持って知るところまで踏み込んだ意識、認識を持つ
べきだということもあったのですかね。河川管理者に住民への周知も託すという
とらえ方
でしたか。

尾藤委員（委員会）

これはやはり河川管理者だけではないと思います。委員の皆さまもそう思ってい
らっしゃるのではないかと思います。ですから、文章表現としては、「河川管理者が行
っていることはもちろん住民側も周知すべき」などいろいろあると思いますが、い
ずれにしてもここは、河川管理者が行っていることだけを知ればよいということ
ではないと思います。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

住民周知のやり方については十分、代替する方法論まで議論はし尽くして
おりません。しかし、主旨としては、今、尾藤委員がおっしゃったような形
での展開をすべきだととらえて頂いた形で、若干表現を変更させて頂きたい
と思います。具体的な方策については、また議論の素地として描いておく
必要があるという気はしています。中間とりまとめの段階としては、今
のとらえ方
でお願いしたい
と思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

ここは住民が主語なのです。住民を中心にして考えていますので、住民こそがそれ
を知っていて、ちゃんと認識してくれないと困るのだという精神で書いている
わけです。それで実施主体者というのが消えているというか、出てきていない
ということだ
と思います。

ですから、実施主体者には必然的に河川管理者も入りますが、それ以外に、
住民全体が

考えることが大事なのだということでないかと思います。

畚野委員（猪名川部会）

若干個人的なニュアンスも入れる発言になりますので、ご了承願いたいと思います。

どこが主体で、河川の危険度等をいろいろ認識していくかということだと思いますが、今まではそれが殆ど河川管理者に全部おっかぶされていたということに対する反省があるのではないかと思います。

具体的なイメージにつきましては、後の方に出てきております河川流域管理センターが、どういうメンバーで、どういう形にしたらよいかということが非常に重要なファクターになると思います。このセンターを非常にうまく活用して、住民も河川管理者も、或いは企業や学校、流域に住んでいる全ての人たちが、情報をやりとりして、本当によい形で皆さまが知っていくという形にしたらよいのではないかと、これは理想論ですが、そういうふうに私は考えております。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

一応そういう主旨等で受け取って頂く形で、お願いします。ここの対応としてはそういうことで次の質問に行きたいと思います。あまり逐条的にならないようにお願いします。

松本委員（猪名川部会）

実は私がこれを読んでいた時に思っていたのは、認識し周知するのはもちろん住民なのですが、当然それに向けて河川管理者が、周知させるためのいろいろな手だてを講じるということが原案の意味に含まれていると読んでいて、そういう意味が裏にはあるのだと認識しています。

従って、周知させる責任者、主体の中には河川管理者というのが入っていると私は個人的には読んでいたのですが、いかがでしょうか。

森下委員（猪名川部会）

資料2の3ページの最後、のところです。「住民に猪名川の存在価値を周知させて」というのがありますね。(6)の質問のところを多分受けるのだと思いますが、普通に読めば、非常にひっかかります。

どういうことかと言いますと、洪水の危険性を広く知っているのは行政官や当事者です。それを住民にも、ということが、協働というかパートナーシップというか、コラボレーションということであって、「住民が」という表現は少しきつ過ぎるのではないのでしょうか。

本来、河川における危険性というのは、行政、専門家という人たちはもう知っているわけですから、今までは住民に周知をさせないままに来たという反省の上に立っているわけですから、そういうニュアンスを加えたとしたら、「住民も周知し」とすべきです。3ページの は住民の主体性が欠けています。やはり「周知させ」というのはよくないです。ですから、「住民も周知し認識する」という方がシャイで、今の表現は少しきついという感

じに受け取りました。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

今お話を伺っております、やはり河川管理者としてもいろいろ情報を出して、洪水の危険性について住民に認識して頂くと同時に、住民の方々にも努力を求めているといいますが、そういう相互の努力が必要であるという理解をさせて頂きました。正直なところ、河川管理者は具体的に何をするのかというのが、問いの発生源なのです。

例えば、少し宣伝的にもなるのですが、浸水予想区域を6月14日に情報発信として、公表させて頂きます。こういった努力はいろいろしてはいるのですが、いろいろな場面でそういうことをやっていけということと理解させて頂いてよろしいですか。

森下委員（猪名川部会）

多分、ここに書かれている本意は、一方的にそういう情報を流すということだけではなくて、それを住民がどのように受け取ったかということ、行政の方が認識をしないといけないということなのです。

今までの行政というのは、こういうことがあります、ああいうことがあります、ということを一方向的に流してきました。そして、住民は認知しているのではないかとやってきました。

しかし、そうではないのです。情報を受けた人たちがどのようにそれを理解して評価をしているかということが認知なのですから、その部分が欠けているのです。行政と住民の間に行き来がないと認知にならないのです。

先ほどおっしゃったハザードマップのようなものをそこで発表しますね。そしたら、そこに住んでいる人たちは、それについてどのように考え、そしてその考えたことを河川管理者がどう理解したかということが大事なのです。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

部会の意見と河川管理者が、そういう共通のとらえ方をお願いしたいと思います。また、文章表現としてのテクニカルな問題がありますが、主旨については共通で理解できているのではないかと考えています。

それでは、次はどの辺が大きな問題点になりますか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

資料3-1の5ページを見て頂くとよくわかるのですが、下流部、中流部、上流部という分け隔てがないことを十分ご説明できていなかったのかと思いました。

治水面ですが、(14)では堤防の未整備に区間が「下流部」、それからさらに(15)ですが、「下流部では堤防直近に住宅、事業所等が立地している」とあります。「下流部」でもいささか広いということもありまして、やはりここら辺の上、下流の説明が不足していたのかと思います。

また、この(14)でお話させて頂いている「堤防未整備」というのは、現在堤防がない川西市、池田市の箇所を指しているのか、また、「下流部」につきましては、もっとずっと下流で人家密集の箇所を指しておられるのか、をお尋ねしたいと思います。

池淵部会長代理(委員会・猪名川部会)

中間とりまとめでは、河川管理者から説明して頂いた状況、イメージをもとに、クリアにこの区間から下がどうか、そういう形のものを出しています。我々委員よりも河川管理者の方が専門としてのとらえ方をしておられるのであれば、下流部、上流部のとらえ方は共通認識として持ちたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下)

はい、わかりました。

池淵部会長代理(委員会・猪名川部会)

田中委員、どうでしたか。ここでは下流部には、神崎川は入れていませんでしたか。この下にまた大きな下流部があるので、一応この議論の中では直轄管理区間のところでの上下流というとらえ方がありましたか。

田中委員(猪名川部会)

とりまとめの経緯はすっかり忘れていますが、私自身のイメージでは、下流部の高潮の影響を受けるようなところが下流部、銀橋から上が上流部、銀橋から扇状地で海拔数mのところまでが中流部と考えておりました。それではいけませんか。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

質問の(14)の部分の「下流部」というのはおかしいわけですね。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

単に現状認識を合わせたいというだけの話なのです。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下)

質問(14)の部分の「堤防の未整備」ということは、多分無堤地帯の箇所をあらわしておられると思いました。それで下流部というと、その地帯を指すのかどうかということです。

(OHPで地図を示す)

今この図面では、神崎川と猪名川との合流点、ここからが直轄の区間です。こちらが神崎川です。JR橋から上流、こちらの川は猪名川本川となっています。

今、田中委員がおっしゃったのは、この下流部が下流というお話ということになります。河川管理者のイメージ的には、銀橋を境に上流、下流、ここから扇状地までは中流と考えているということです。イメージ的に中間とりまとめでされているイメージと異なる感じ

がしましたので、もう一度詳しく上流、中流、下流という位置付を次回にご説明させて頂いて、相違のないようにさせて頂きたいと思います。他の部分にも上流、下流、中流とありますので、次回に確認させて頂きます。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

それでよいですね。川のイメージを河口まで描いていたところがあります。直轄管理区間という守備範囲外ということで、あまり視野に入れていないにしても、本当は、もっと下流の方に高潮等もあってと、意識の中にはあるものですから、中間とりまとめにあるような分け方等を踏まえていたということでもあります。直轄管理区間ということに拘泥するのであれば、上・中・下流という区間設定のとらえ方について、地図等をお示し頂いて、共通の認識でとらえさせて頂きたいと思います。次回に説明頂くということによろしいですか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

わかりました。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

下流部で堤防未整備の危険区間があるということ、どの辺であるか、かなり以前にご説明頂いたので、そういうものも再度復習も兼ねてお示し頂いて、共通認識をしたいと思いません。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

はい、わかりました。

それとあわせて、水系と流域の考え方が、少し違いますので、次回に再度説明させて頂きたいと思います。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

河川管理者はどのようにとらえているわけですか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

中間とりまとめでは「猪名川水系」と書いておられますが、全国に直轄で 109 の水系があり、猪名川については流域という総称をしております。しかし、ここでは淀川水系の神崎川の猪名川と、徐々に名前を変えています。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

そういう意味合いからすれば、流域の方がよいわけですね。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）
そうです。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）
それなら、共通認識をとりましょう。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）
大した問題ではないのですが、共通認識しておけば、別に問題ないと思います。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）
あまりそういうことを真剣に考えずに書いていることは事実です。ですから、流域という
ことであるならば、それで了解はできる話だと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）
もう一度こちらの方からご説明をさせて頂くということによろしいですか。
それと、流域の中でも、これも同じことなのですが、上流域、中流域がまた違いますの
で、あわせてご説明をさせて頂いて、共通認識をさせて頂くということでご了解頂きたい
と思います。

森下委員（猪名川部会）
小学校や中学校で教える上流、中流、下流というのは、上流は川の石がとがっているところ、
中流は川の石が丸いところ、そして下流というのは石がなくなっているか、砂か泥になっ
ているところという説明です。これが1つの子供たちが持っている常識です。それを違
うように決められるのであれば、注釈をつけて下さい。
それから、川は、直轄だからよいとか、そこまでですよというのは、河川管理者が単
に思っているだけで、それでは川の体をなさないわけです。ですから、下流は海に開いて
いるところがあるのが下流ですから、そういうことを少し河川管理者の方が譲って頂
きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）
要は共通認識を持ちたいということだけです。ここで書いている中流というのは、こ
のことですねということが、合意ができればよいだけなのです。例えば中流の狭窄部と書
いてあるのと、下流の堤防未整備区間と書いてあるのは、同じことですかというような
話をさせて頂きたいということです。直轄管理区間外なので、ここまでは下流ではないと
言うつもりは毛頭ありません。その辺は誤解のないようにご理解を頂けたらと思います。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）
とらえ方そのものについてもキャッチボールをやっているので、できるだけ共通認識と

して土壌を構成したいということでもあろうかと思えます。河川管理者には地図をもう一回ひもときながら、地形と川のとらえ方等を十分斟酌して頂いて、お示しを頂き、それで言葉としての共通認識を持ちたいと思えます。

非常に大きなテーマが多くありますが、次はどこでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下)

12 ページの(35)、(36)共通ですが、「洪水などによる人命の被害、財産の被害を最小限度に抑える努力をしながら、それでも万一水害が発生した時」とあります。資料1-2「委員会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問 020515」、10 ページの「4-1 治水・防災」には、「今後は、いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える。すなわち、人命が損なわれることなく、また、家屋などの資産の損失は可能な限り少なくすることを目標とする」とありますが、これは同様の意味と理解してよろしいでしょうか。猪名川部会では、「人命の被害、財産の被害を最小限度」とありますが、この「最小限度」という言葉の違いかと思えます。

それから、(36)の軽度の被害のところです。よろしくお願いします。

池淵部会長代理(委員会・猪名川部会)

結構本質的なところで、描き方の点で言葉足らずがあり、或いはまだ定量化する議論等がし尽くせていない内容等もまじっていますので、今日全てを回答することが難しい内容だと思われまます。今の質問について、今まで議論している中での精神論や、中間とりまとめに至った議論も含めて、何かご意見ありますか。

(35)については、委員会で書かれているものに根差していると思っはいるのですが、言葉足らずなのか、或いは「最小限度」という言葉と程度の計量化、そういったものを書ききれるとこまでいかなない形で記述しております。これにつきましては、逃げるわけではありませんが、ワーキング等でもう少し深化をさせたいと思えます。

共通のとらえ方でもありますので、今日は口頭でお互いにやりとりするということです。委員の方から、何か補強なり、或いはこういう質問に対しては、こういうふうに我々としては理解して書いているのだというようなことも含めて、ご意見を賜ればと思えます。

1 つには、相手が自然である以上は、いろいろな人工的な構築等をして限度があります。そういう意味合いで優先度を考えるとすれば、人命というものに重きをおき、死傷者は極力というか、ゼロにする姿勢を一方では持たなければならないわけです。

限界があるという認識と、特に生命については被害を避けるという部分で、最小限度という表現が出てきたと思うのですが。壊滅的被害とは何だということも委員会でも議論があろうかと思えますが、「壊滅的被害の回避を優先的に考える。即ち、人命が損なわれることなく、また、家屋等の資産の損失が可能な限り少なくすることを目標とする。」と、こういうものと同様の内容としてとらまえて頂ければと思えます。

松本委員（猪名川部会）

委員会中間とりまとめの文章と同じで理解して頂いたらよいと思います。委員の共通認識は、委員会と同じ方針で認識していたと思います。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

それから、(36)の「軽度の被害」の「軽度」は、「時々」や、どれくらいの頻度でなどということと絡むことでもあります。この「軽度の被害」というのは、どの程度のことをいうのかという質問ですが。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

「軽度の被害」と同時に「社会全体で対応する」のイメージを教えてください。委員会の中間とりまとめに「補償」、「保険」等の言葉がありますが、「補償」とは何だ、「保険」とは何だ、とよくわからないところがあります。それと同じようなイメージも少しするのですが、どんなお考えかご示唆を頂ければと思います。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

深く議論しきれていないのが実態だろうと思いますし、また軽々しくこういう言葉を使っていますが、対応策を含めてこれから議論を深めたいと思っています。

浸水や氾濫のレベルを床上、床下を目安にして検討し、床下くらいの浸水については、被害をだれが負担するのか、地先の人だけでよいのかということがありました。流域全体としてみれば、流域の浸からない地域の住民は加害者でもあり得ること、また、河川の整備水準によってはそれを超える内容があります。しかし、本当に浸水や氾濫が床下ばかりにとどまってくれるのかということもあります。ある意味で言えば、床下、軒下、あるいはそれを超えるなど、どれくらいの降雨レベルになったらどれくらいかぶるのかは、治水の限界値をどのレベルに持ってくるかということに関わるので、むしろ河川管理者にまずその辺りの分析やシミュレーションをしてもらわなければいけないという内容もあるのかなという気もしています。

「社会全体で」というのは、ハード面の対策を超えた洪水については、流域住民が何らかの形で意識すると同時に、周知して逃げるということで、人命被害はまず免れる。財産の方については、「軽度」という意味合いを、社会が受容するかどうかはわかりませんが、十分議論はし尽くせてはいないことは重々承知ですが、検討をして行きたいと思います。

尾藤委員（委員会）

私の理解では、例えば何かの被害があった時に、これは河川管理者がこういう予想をしなかったのが悪いだとか、そういうことではなくて、そこに住んでいる人たちにも責任はあるという認識を持たなくてはいけないという発想があると読みました。それが狙いだと思います。

それと、先ほど「軽度」とは何を指すのか、定量化しなくてはいけないということをお

っしゃっていたように思います。

それに関連して、私がこれから言おうとしていることは、ここで言うのがよいのかどうかちょっとわからないところもあります。20年後、30年後の河川整備計画に対して、この流域委員会が最終的に何らかのとりまとめをするという時に、私は特に専門というのがなく、マスコミとなっております、マスコミというのが何の役に立つのかということを経験から思っております。そんな頼りないところから申し上げて申し訳ないのですが、

特に前回の流域委員会の議論を聞いておられますと、やはり皆さまがあまり経験していないようなところまで来てしまっているのではないかと思います。初めてのことを何か決めようということになりつつあるのではないかと、そこにはお手本が何もありません。周りを見て、これを採用すればよいというモデルはなく、自分たちで決めなくてはならなくなりつつあると思うのです。例えば、淀川部会ではダムによる洪水調節は自然環境を破壊するおそれが大きいため、原則として採用しないと言い切っています。こういうことに対して、河川管理者の方からいろいろ議論が出ているわけです。原則として採用しないということを言い切るかどうかというのは、大変大きな問題で、それに対して河川管理者がどのように対応するかということが、重要なことだと思います。

その最終目標のゴールのところがお互いに一致すれば、あとの方法論は幾らでもあるのではないのでしょうか。最終目標に向けて合意のところが見えるかどうかということが、今問われています。それで、現状の共通認識というのは、具体的な作業に入るには確かに大変大事なのですが、私の思うところでは、どこが、なぜ流域委員会と河川管理者の間で違っているのかということをはっきり知ることの方がむしろ大事だということなのです。

ですから、具体的な作業としては、これ(とりまとめの表現)ではわからないというところが数多くあったにしても、そのところはゴールに向けての踏ん切りをつけて、われわれも何かこれまでになかったようなことを提言し、かつ国土交通省の方も今までやってこなかったというか、今までの流れを振り切ったようなことができるかどうか問われているのだと思えるのです。

そういう時に、あまり定義的、或いは数量的にこだわったり、説明したりするのはかえってよくないと思っていました。それが、非常に大きな影響を与えるものであるならば、もちろん定量的なところは専門的に決めなくてはいけないと思いますが、そういうことよりも、たとえばダムはつくるのかつくらないのか、住民と一口にいうが、何を以て代表と考えるのかというような、非常に大きなことに決着をつけるといいますか、そういうことが最終的には問われると思っております。こんなことを言ってもしょうがないという気はあるのですが、例えば、本来の川とは何かという議論がありました、川とはこうであると言い切ってしまうと、そうでないものは排除されるわけです。ところが、私の感じでは、その排除されているものの方に、実は川を川たらしめている大切な部分が無数にあります。

その排除され、切り捨てられたものが、今、物すごく復権しつつあるわけです。治水、利水でやってきたことがそうですし、さらにハンセン病の問題でもそうですし、アフガニスタンがひっくり返ったのもそうですし、冷戦構造がひっくり返ったのもそうです。

水に限って言えば、河川管理者が明らかに効率がよくてやってきた近代的工法が、長いスパンで見るとやはりそこに何か排除し切り捨てられてきたものが見えてきて、2000年の終わりでしたか、河川審議会は「川はあふれかえる」ということを前提にして治水対策を考えると行ったわけです。それは多分、江戸時代にコンクリートも近代的な技術も持たない人たちがやっていたことで、要するに洪水はあるが、水害にはしない知恵です。そういうところがまた見直され復権してきているのだと思います。何か技術優先で、或いは効率を尊ぶために捨て去ってきたものが、実は大変重要であったというところが見えてきているのだと思います。

そこで、これまでの発想と同じ延長線上でわれわれのやろうとしていることを考えるのではなく、私はこの際、河川管理者の方が思い切って、今までこうやってきたからずっとやり続けていくというのではなくて、何か皆さんがびっくりするようなことを、言って下さればよいのではないかと思います。それがどこだというのは、猪名川部会に限定すればわかりませんが、実はそういうところが問われているのだと思います。

河川法ができて 100 年以上過ぎていますが、専門家の間でもその間にやってきた治水対策と水害の原因との因果関係は、よくわかっていないと思います。そういうものを踏まえて、お互いに自己批判というか、反省というか、そういうところを通して共通のゴールが見えてくるような方向で委員会と河川管理者がぶつかり合うことが大事ではないでしょうか。これは一種の感想です。まとまりもなく長く言って申し訳ありませんでした。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

「軽度の被害」というところから演繹して、「社会全体で対応する方向」のあとに続く「ハードとしての河川での対応、ソフトとしての地域社会での対応、危機管理や住民の意識の変革などを同時に再構築していく必要がある」という中に、今、尾藤委員がおっしゃった例えばダムは原則としてつukらないというような、変革を言えるところまで、この猪名川部会では、まだ十分議論をしていないのではないかと思います。この「社会全体で対応する」という方向の中に、ダムは原則としてつukらないというようなものも選択肢として入り得るということがまた 1 つの変革というか、再構築という形でこの猪名川部会としてもとらえようとしているという意味合いで見て頂ければ、もう少し議論ができるかなと思います。

尾藤委員がおっしゃったそういう形の変革をどういう形で猪名川部会としてとらえて提示するかについてはまだ議論をする内容等もあろうかと思えます。ここでは「社会全体で対応する」という形で今までと同じようなハードで全て対応するとはとらえていないつもりではいます。その内容等については、これもワーキングで少し議論をさせて頂いたものを猪名川部会の回答として出すよう努力をしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

やはり逐条的にならざるを得ないですね。中間とりまとめの書き様も並列型で書いていますので、しかたのない部分もあります。

なお、先ほど申しましたように、作業グループを構成して、河川管理者からの質問の内

容等について部会としての答えを用意させて頂くことにしたいと思います。その中で共通の理念、認識を高めて、この共通項のところに結びつくような改革、変革、そういったものの内容を出していきたいと思っています。今日は河川管理者とのキャッチボールを治水面のある部分からスタートしたというとらまえ方で、今後も引き続きお願いをしたいと思っています。治水についてはまだあるかと思いますが、傍聴の方からも意見をお聞きするというプログラムもありますので、部会長に振らせて頂きたいと思っています。よろしく申し上げます。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

まだまだ議論をしないといけません、一旦、一般の方からのご意見をお聞きしたいと思っています。どなたかご発言の方はいらっしゃいますか。

傍聴者（増田）

箕面の住民の増田京子と申します。市議員をしております。

私たちは、今回の中間とりまとめを読んでおまして、具体的なものが少ないという感じがしておりました。特に、箕面で余野川ダムがつくられていくのですが、中間とりまとめを全体に読んでおまして、従来の方向を転換していくということが、最後の方にあります。これ以上、猪名川の自然を開発しないことを原則にという言葉が書かれておりますので、ダムはもうつからない方向でいくというのが、この答えかと思っています。このダムをどうするかという問題をきっちりと議論して頂きたいと考えております。

それから、その時にいろいろ議論する材料として1つ、私たちが今持ち得ていない資料なのですが、箕面はご存知のように余野川ダムの1日1万トンの利水分を放棄しました。あとの9万トン、阪神水道事業団の分は、関係の議員の方から要望といいますか、意見は出されたのですが、利水関係の資料がなかなか入手しにくいのです。神戸市、尼崎市、西宮市でしたか、その辺の各地域での水需要というのはわかるのですが、では、阪神水道事業団がどれくらいの水予測をしているのかとか、今後どうしていこうとしているのかというような詳しい資料がなかなか手に入りません。この流域委員会でそういう資料を手に入れて、議論の中身を充実させて頂ければと考えております。

それこそ、紀伊丹生川ダムが水需要がなくなったということで、国土交通省の計画中止が出たということなのですが、やはり水需要というのはダムの建設に大きく関係してくると思います。箕面が大阪府の府営水道を引くということで、余野川ダムの利水が要らなくなったということも、非常に大きな変化だと思っていますので、その辺を十分議論して頂きたいと思っています。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

はい、どうもありがとうございました。

議論の中に反映させていきます。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

河川管理者の方、今、具体的に阪神水道事業団という名前も出てきたのですが、それぞれユーザーの視点がそれなりにあるのだらうと思います。河川管理者が水需要予測のようなものを、こういう場で説明して頂くようなことができるのかどうかも含めて、どのように考えさせて頂けばよいのでしょうか。お答えなり、材料、そういったものが提示できるのか否かも含めて、何かありませんでしょうか。部会としても同じ状況でもあろうかと思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

河川管理者サイドでは、まさにここでご批判を浴びているような需要積み上げ型の最終的なアウトプットの数値は頂いているところです。今後、節水といいますか、水需要管理という言葉が委員会で出ていますが、そういうことを反映した水需要予測についてということになりますと、委員会の場でもお話をさせていただきましたが、これはまさに水需要管理のワーキングの話ということになるのかも知れませんが、大阪府に代表されるユーザーの方からのお話も聞いていかなければならないという点があるかと思えます。

それともう一つ、これも先般の委員会の時に申し上げました、河川整備計画といいますか、この流域委員会と水需要が難しい関係のところがあります。委員会の方でもまたきちっと資料を用意して説明いたしますと申し上げているのですが、淀川水系には水資源開発促進法による水資源開発基本計画、いわゆるフルプランというものがあまして、そこが水需要についてはやるということに基本的にはなっています。

では、河川管理者サイドは水需要についてどうコメントできるかといいますと、ユーザーからこういう需要予測をしましたという答えが出てきた時、これは随分伸びが高いですねとか、もっと云々というようなことは言えるにしても、基本的にはその全てのデータをユーザーサイドが持っているということもありまして、ユーザーがどういう形で節水も含めて水需要予測をするかということに、最終的には何も言えないことは、ある意味でいたしかたないことをご理解いただきたいと思います。

その上でそれはどこできちっとするかといいますと、水資源開発の審議会に淀川部会がありまして、この部会には淀川水系流域委員会の委員も大分重複して入っていらっしゃいますが、そこで基本的には水需要についてはオーソライズされています。では、河川整備計画サイドはどうなるかという、取水の場所とか、そういった水利権行政に関わるもので十分関わることはできるのですが、基本的には大きな河川法と水資源開発法という2つの法の問題があります。

これについては、まさに流域委員会で淀川部会の寺田部会長がおっしゃったように、河川整備計画サイドでどういう形の関わり方がしていけるかということを考えていかななくてはならないという状況であるかと思えます。

いずれにしても、フルプランサイドも基本的には水需要者の予測がベースになりますし、河川整備計画に反映されるものについても水需要者の予測がベースになりますから、そういった意味では、水需要者の方によく流域委員会サイドのことを理解して頂ければ、そう

違った結果にはならないのではないかという、ある意味では希望的観測があります。水道事業者サイドとの意見交換ということがワーキング等でどうしても必要になってくるのではないかと考えております。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

はい、どうもありがとうございました。

傍聴者（関西のダムと水道を考える会・野村）

関西のダムと水道を考える会の野村です。今のお話で一言だけ言わせて頂きたいのですが、今の問題は私達から見まして、今のこの国の仕組みの非常に大きな問題点であろうと思います。

結論からいいますと、この流域委員会でこれから水需要のワーキンググループができるということですので、是非その辺、突っ込んだ議論をお願いしたいと思います。

あえて言いますと、これまでで見る限りでは、河川管理者と申しますか、ダムをつくる方はやはり作りたいという基本的な姿勢があったと思いますし、それから水のユーザーの方もできるだけ水需要予測を大きくとっておきたいと、そのことによって自分達の仕事の枠を広げられる、小さくする必要がなくなるということがあります。この両者が結局ダムをつくりたいという点で共通していたということが根本にあったと思います。

ですから、その辺をもう一度、しっかりと議論するということが必要ではないかと考えております。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

はい、どうもありがとうございました。

田中委員（猪名川部会）

この場でお話しするべきではないのかも知れないのですが、猪名川部会のワーキングのメンバーについて、今出てきたように水需要の予測というのは非常に大切なところです。ダムをつくる、或いはどれだけ利水を配分していくのかという問題があります。確か案では私とそのワーキングのリーダーでした。私の専門は魚類生態学者です。確かに猪名川部会では猪名川の実情に沿って、これは魚のことを言っても駄目だと、人命である、或いは洪水の被害をどうするかということで、様々コメントをしてきましたが、私のスタンディングポイントというか、ベースは魚類生態学で水の利用とは殆ど関係がないといいますが、水があって、その後、魚はどうするのかという、そういうことを考えてきたわけです。

従って、荷が重いというか、不相当であると、私自身は判断します。是非、農業関係の利水の畑委員、畑委員だけで荷が重ければ、水利用に関してはやはりワーキングの中にその辺の専門家を是非加えて頂いたらよいと思います。魚類生態学者にそれをやれと言うのは無理です。考慮をお願いします。

池淵部会長代理 (委員会・猪名川部会)

この後、ワーキングの編成等について、忌憚のない意見交換をさせて頂いて、最終的にはワーキングをつくるという行為についてはお認め頂いていると理解しておりますので、そういう形で調整等も含めてやらせて頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

米山部会長 (委員会・猪名川部会)

どうもありがとうございました。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、これもちまして、第 11 回猪名川部会を終わらせて頂きたいと思います。
どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議（2002/7/16 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2 週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。